

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	大阪市内自転車撤去他作業
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪国道事務所長 国土交通技官 志々田 武幸 大阪府大阪市城東区今福西 2-12-35
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	大阪市建設局長 大阪府大阪市住之江区南港北 1-14-16
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 26, 599, 444 -
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	非公表
随意契約によることとした理由	本業務は、放置自転車が交通の支障になっている駅周辺の国道内において、「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」第 10 条第 2 項に基づき放置自転車等の積込、運搬及び搬入についての作業を行うものである。 本業務の実施にあたっては、即時撤去するためには大阪市職員の立ち会いが必要なこと、撤去した不法駐輪自転車等の保管所が大阪市において定められていること、大阪国道事務所が管理する大阪市内の国道の指定区間内における放置禁止区域内の放置自転車や不法駐輪自転車等の撤去、運搬、保管所の管理運営及び自転車等の処分においては、大阪市建設局長と「国道の指定区間内における放置禁止区域内の放置自転車等の処理に関する覚書」を締結していることを踏まえ、同覚書第 2 条に基づき委託するものである。
備考	